成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しくなった方の権利を守り、法的に支援する制度です。

市民後見人とは

成年後見人の中でも、弁護士などの専門職ではない、一般の地域の人が担うのが**市民後見人**です。

I'サポート新宮は、様々な立場の方が将来を自分らしく、安心して暮らせるように、研修等によって後見活動に必要な法律・福祉の知識を学び、成年後見制度に関するご相談をお受けしたり、後見活動を行います。
市民後見人の活躍はこれからだと考えられます。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

法定後見制度

すでに判断能力が不十分になっている場合に、適任と思われる成年後見人を家庭裁判所が選び、援助する制度です。

家庭裁判所に申し立てます

- **後見**　判断能力を常に欠く状態にあり、日常の生活（家事・外出等）も一人では難しい方。
- **保佐**　判断能力が著しく不十分で、日常の生活（家事・外出等）はできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい方。
- **補助**　判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方。

任意後見制度

将来、判断能力が衰えた時に備えて、本人があらかじめ任意後見人を決め、支援して欲しいことを公正証書で契約しておく制度です。

公証人役場で公正証書を作ります
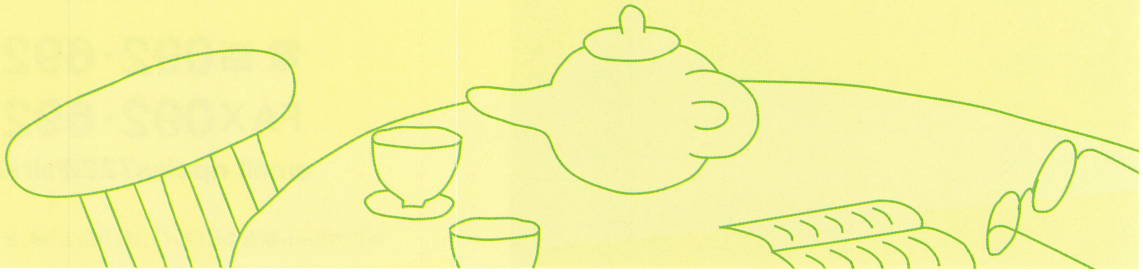
判断能力が十分なうちに、将来に備えて、自分の意思で任意に後見人を決めておきます。
後見人になって欲しい方と事前に話し合っておくことが大切です。
後見が始まるのは、本人の判断能力が不十分になり、裁判所で後見監督人が選ばれてからです。